

第四十八回国会
衆議院

文教委員会体育振興に関する特別委員会連合審査会議録 第一号

昭和四十年三月二十九日（月曜日）

午前十時五十一分開議

出席委員

文教委員会

委員長 渡海元三郎君

理事 上村千一郎君

理事 坂田 道太君

理事 二宮 武夫君

大石 八治君

床次 徳二君

松山千恵子君

川崎 寛治君

前田榮之助君

鈴木 一君

委員 長 大石 武一君

理事 田中 榮一君

理事 川崎 寛治君

理事 前田榮之助君

伊能繁次郎君

川崎 秀二君

古井 喜實君

矢尾喜三郎君

出席政府委員

總理府總務副長

官 古屋 亨君

總理府事務官

（中央青少年問題協議會事務局局長）

赤石 清悦君

大蔵政務次官

鍛冶 良作君

大蔵事務官

（国有財産局長）

江守堅太郎君

文部政務次官

押谷 富三君

文部事務官

（体育局長）

前田 充明君

委員外の出席者

大蔵事務官

（国税庁次長）

喜田村健三君

文部事務官

（体育局体育課長）

諸沢 正道君

建設事務官

（都市局参事官）

井上 義光君

参 考

（オリニピック東京大会組織委員会事務次長）

佐藤 朝生君

東京大会組織委員会事務次長

員 田中 彰君

専 門 員

本日の會議に付した案件

オリニピック記念青少年総合センター法案（内閣提出第七四号）

（渡海文教委員長、委員長席に着く）

○渡海委員長 これより文教委員会体育振興に関する特別委員会連合審査会を開会いたします。

先例により、案件を所管する委員会の委員長である私が委員長の職務を行います。

オリニピック記念青少年総合センター法案を議題といたします。

目次

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 役員及び職員（第七条—第十六条）

第三章 評議員会（第十七条—第十八条）

第四章 業務（第十九条—第二十条）

第五章 財務及び会計（第二十一条—第三十一条）

（条）

オリニピック記念青少年総合センター法案

オリニピック記念青少年総合センター法

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 役員及び職員（第七条—第十六条）

第三章 評議員会（第十七条—第十八条）

第四章 業務（第十九条—第二十条）

第五章 財務及び会計（第二十一条—第三十一条）

（条）

要な事項は、政令で定める。

（登記）

第六章 監督（第三十二条—第三十三条）

第七章 雑則（第三十四条—第三十五条）

第八章 罰則（第三十六条—第三十七条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 オリニピック東京大会を記念し、この法律により、オリニピック記念青少年総合センターを設立する。

2 オリニピック記念青少年総合センター（以下「青少年総合センター」という。）は、その設置する青少年のための宿泊研修施設を適切に運営し、青少年の心身の発達を図り、もつて健全な青少年の育成に寄与することを目的とする。

（法人格）

第二条 青少年総合センターは、法人とする。

（事務所）

第三条 青少年総合センターは、事務所を東京都に置く。

（資本金）

第四条 青少年総合センターの資本金は、青少年総合センターの設立の際現に国の有する別表に掲げる不動産及び政令で定めるその他の財産の価格の合計額に相当する金額とし、政府がその全額を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、青少年総合センターに追加して出資することができ

る。

3 青少年総合センターは、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

4 政府が出資の目的とする金銭以外の財産の価格は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価格とする。

5 評価委員その他前項に規定する評価に関し必

要な事項は、政令で定める。

（登記）

第五条 青少年総合センターは、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（民法の準用）

第六条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、青少年総合センターについて準用する。

第二章 役員及び職員

（役員）

第七条 青少年総合センターに、役員として、理事一人、理事三人以内及び監事二人以内を置く。

（役員の職務及び権限）

第八条 理事長は、青少年総合センターを代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して青少年総合センターの業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、青少年総合センターの業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は文部大臣に意見を提出することができる。

（役員の任命）

第九条 理事長及び監事は、文部大臣が任命する。

2 理事は、理事長が文部大臣の認可を受けて任命する。

（役員の任期）

（役員）

（役員）

第十條 役員は、二年とする。ただし、補欠の役員は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることが出来る。

(役員欠格事項)

第十一條 次の各号の一に該当する者は、役員となることが出来ない。

一 国務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長

二 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)

(役員解任)

第十二條 文部大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 文部大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することが出来る。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、あらかじめ、文部大臣の認可を受けなければならない。

(役員兼職禁止)

第十三條 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、文部大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十四條 青少年総合センターと理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が青少年総合センターを代表する。

(職員の任命)

第十五條 青少年総合センターの職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第十六條 青少年総合センターの役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 評議員会

(評議員会)

第十七條 青少年総合センターに、評議員会を置く。

2 評議員会は、十五人以内の評議員で組織する。

3 次に掲げる事項については、理事長は、あらかじめ、評議員会の意見をきかなければならない。

一 業務方法書の変更

二 毎事業計画及び予算

三 その他青少年総合センターの業務に関する重要事項

4 前項に規定する事項のほか、評議員会は、理事長の諮問に応じ、又は必要と認める事項について、理事長に意見を述べることが出来る。

(評議員)

第十八條 評議員は、青少年総合センターの業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、文部大臣が任命する。

2 第十條及び第十二條第二項の規定は、評議員について準用する。

第四章 業務

(業務)

第十九條 青少年総合センターは、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 青少年のための宿泊研修施設を設置し、及び運営すること。

二 その設置する宿泊研修施設を利用して、青少年の心身の鍛錬その他心身の健全な発達を図るため必要な業務を行なうこと。

三 オリンピック競技大会に関する内外の資料を収集し、整理し、保存し、及び利用に供すること。

四 前三号の業務に附帯する業務

2 青少年総合センターは、前項の業務を行なうほか、第一条の目的の達成に支障のない限り、その設置する宿泊研修施設を一般の利用に供することが出来る。

(業務方法書)

第二十條 青少年総合センターは、業務の開始の際、業務方法書を作成し、文部大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、文部省令で定める。

第五章 財務及び会計

(事業年度)

第二十一條 青少年総合センターの事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(事業計画等の認可)

第二十二條 青少年総合センターは、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、文部大臣の認可を受けなければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(決算)

第二十三條 青少年総合センターは、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表)

第二十四條 青少年総合センターは、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という)を作成し、これに予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、監事の意見をつけて、決算完結後二月以内に文部大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 理事長は、財務諸表及び決算報告書に監事の意見をつけて、決算完結後一月以内に、これを評議員会に提出しなければならない。

3 青少年総合センターは、第一項の規定による文部大臣の承認を受けた財務諸表を事務所に備えておかなければならない。

(利益及び損失の処理)

第二十五條 青少年総合センターは、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 青少年総合センターは、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第二十六條 青少年総合センターは、文部大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金をすることが出来る。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、文部大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(償還計画)

第二十七條 青少年総合センターは、毎事業年度、長期借入金の償還計画をたて、文部大臣の認可を受けなければならない。

(余裕金の運用)

第二十八條 青少年総合センターは、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他文部大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行への預金又は郵便貯金

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(財産の処分等の制限)

第二十九條 青少年総合センターは、文部省令で定める重要な財産を譲り受け、譲渡し、交換

し、又は担保に供しようとするときは、文部大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第三十条 青少年総合センターは、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、文部大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(文部省令への委任)

第三十一条 この法律に規定するもののほか、青少年総合センターの財務及び会計に關し必要な事項は、文部省令で定める。

第六章 監督

(監督)

第三十二条 青少年総合センターは、文部大臣が監督する。

2 文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、青少年総合センターに対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることが出来る。

(報告及び検査)

第三十三条 文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、青少年総合センターに対してその業務に關し報告をさせ、又はその職員に青少年総合センターの事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七章 雑則

(解散)

第三十四条 青少年総合センターの解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第三十五条 文部大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第二十条第一項、第二十二條、第二十六條第一項若しくは第二項ただし書、第二十七條又は第二十九條の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十四條第一項又は第三十條の規定による承認をしようとするとき。

三 第二十条第二項、第二十九條又は第三十一条の規定により文部省令を定めようとするとき。

四 第二十八條第一号の規定による指定をしようとするとき。

第八章 罰則

(罰則)

第三十六条 第三十三條第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした青少年総合センターの役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第三十七条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした青少年総合センターの役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律により文部大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第五條第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三 第三十九條に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第二十八條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十二條第二項の規定による文部大臣の命令に違反したとき。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三條の規定

は、公布の日から施行する。

(青少年総合センターの設立)

第二條 文部大臣は、青少年総合センターの理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、青少年総合センターの成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三條 文部大臣は、設立委員を命じて、青少年総合センターの設立に關する事務を処理させる。

2 設立委員は、青少年総合センターの設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対し、出資の目的たる財産の給付を求めなければならない。

3 設立委員は、出資の目的たる財産の給付があつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四條 附則第二條第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五條 青少年総合センターは、設立の登記をするることによつて成立する。

(経過規定)

第六條 青少年総合センターの最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第二十二條中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「青少年総合センターの成立後遅滞なく」とする。

(金銭以外の財産の追加出資)

第七條 政府は、昭和四十一年三月三十一日まで

第八條 青少年総合センターが第四條第一項又は同条第二項及び前条の規定により政府から出資を受けた不動産の所有権の取得又は保存の登記については、登記税を課さない。

(不動産取得税の非課税)

第九條 都道府県は、青少年総合センターが第四條第一項又は同条第二項及び附則第七條の規定により政府から不動産の出資を受けた場合には、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

(登録税法の一部改正)

第十條 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「国立教育会館」の下に「オリンピック記念青少年総合センター」を、「国立教育会館法」の下に「オリンピック記念青少年総合センター法」を加える。

(印紙税法の一部改正)

第十一條 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第六号ノ二中「又ハ国立教育会館」を、「国立教育会館又ハオリンピック記念青少年総合センター」に改める。

(地方税法の一部改正)

第十二條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の四第一項第三号中「国立教育会館」の下に「オリンピック記念青少年総合センター」を加える。

第三百四十八條第二項第十八号の次に次の一号を加える。

十八の二 オリンピック記念青少年総合センターが直接青少年の研修の用に供する固定資産で政令で定めるもの

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第十三條 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四條第二項中「日本中小企業指導セン

ター」の下に「、オリンピック記念青少年総合センター」を加える。

(所得税法の一部改正)

第十四条 所得税法(昭和四十年法律第 号)

オリンピック記念青少年総合センター

オリンピック記念青少年総合センター法(昭和四十年法律第 号)

(法人税法の一部改正)

第十五条 法人税法(昭和四十年法律第 号)の一部を次のように改正する。

オリンピック記念青少年総合センター

オリンピック記念青少年総合センター法(昭和四十年法律第 号)

別表

一 土地

東京都渋谷区代々木山谷町三百四十六番地
所在 宅地 五万五千四百七十一・一六平方メートル

二 建物

東京都渋谷区代々木山谷町三百四十六番地
所在 鉄筋コンクリート造陸屋根付き四階建 九
むね 鉄筋コンクリート造陸屋根付き二階建 一
むね 総床面積 二万八千八百六十六・六三平方メートル

理由

オリンピック東京大会を記念し、国の出資によりオリンピック記念青少年総合センターを設立し、青少年のための宿泊研修施設の設置、運営、その他青少年の心身の鍛錬のため必要な業務を行なわせる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

の一部を次のように改正する。
別表第一一号の表中医療金融公庫の項の次に次のように加える。

別表第一一号の表中医療金融公庫の項の次に次のように加える。

○渡海委員長 質疑の通告がありますのでこれを許します。長谷川正三君。

○長谷川(正)委員 去る二十六日の文教委員会におきまして、委員会開会に先立ちまして、オリンピック記念青少年総合センター法案の審議のために、まず現地を見ようということ、現地にも行ってまいったわけでありまして、その後委員会を開きまして、上村委員からいろいろ御質問なり、御意見があり、私からもいろいろ御質問申し上げたところでありまして、この法案を提案したその趣旨目的につきましては、私どもも何ら反対をいたしておるわけでもありませんし、大いに同感の意を表しておるわけでありまして、その高邁な目的、趣旨に照らしまして、この法案の具体的な内容、特に現地の状況を見ますと、まことにその高邁な精神が没却され、踏みにじられたような事態に立ち至っておるといふ事実が明らかになってまいったわけでありまして、これにつきましては、スポーツ議員連盟、私もその一員でございますが、役員の方々からも、非常にこれに対する反対の声があがっておるようでありますし、その後このことを伝え聞かしまして、私どもが指摘いたしましたこととおり、世論も一斉に、たとえば各主要新聞の記事をこらになつてもわかりませんが、その非

を鳴らしておるところであります。すなわちその内容は、先般も御指摘申し上げたとおり、この十六万の建物のうち六万を大蔵省が、組織委員会から返還の手続はしたようでありまして、組織委員会、監督の権限があるということで、国税庁に貸すことを許可いたしまして、すでに国税庁職員に宿舎として看板も掲げられ、またすでに二百人以上が住み込んでおる。今後千二、三百人がこに入居する予定であるというような事態になっておるわけでありまして。

そこで、この点は私どもどうしても納得がいきませんので、再度この点に関連して質問を申し上げます。

きょう文部大臣、大蔵大臣おいでにならないのがたいへん残念であります。国会の状況も緊迫し、差し迫った時期でもありますが、一応現在御出席の方々に對して御質問申し上げ、場合によつては、これはどうしても大臣の御出席を求めなければならぬ、こういう事態にも立ち至ろうかと思ひますけれども、一応質問を続けさせていただきます。

第一は、オリンピックが終わり、あの記念すべき代々木の選手村を今後どうするかということにつきましては、いろいろの機関で討議されたと思ひますが、先般の御質問で、その最高責任を負うと申しますか、最高方針をきめたところはオリンピック関係関係懇談会である、そこで基本的なこれについての方針がきまったということを受けております。またおそれることは、現在まだ組織委員会からは人がお見えになっておらないようでありまして、組織委員会においても、そういう話し合いがなされたのではないかと思ひますので、これは当該の方がおいでになったときにさらに確かめたいと思ひますが、そういうことで方法がきまってまいったと思うのであります。

そこで私が御質問申し上げたいのは、この代々木のオリンピック選手村の今後の生かし方、国民の要望にこたえ、またオリンピック記念という意義をも踏まえまして、どういふふうにかこれを生か

していくかという基本的な考え方の中に、いろいろな経緯はあったであらうと思いますが、このオリンピック記念青少年総合センターの設置の問題と、東京都に森林公園を運営させる、こういう問題とが出てきたのではないかと思います。その最高方針の内容はどうであつたのかということをもう一べん明確に、これは文部次官にお尋ねすればよいのではないかと思います。あるいはその他の関係者の中でお答えのできる方があればお答えを願ひたいと思ひます。

○押谷政府委員 御審議を願ひておりますオリンピック記念青少年総合センターの建物なりその場所は、御承知のように代々木の選手村のあとでありまして、これは記念すべき東京オリンピックの選手村という歴史もあり、由緒もあるものであります。またその付近一帯は、御承知のように森林公園になる予定になっておりまして、その全体の計画から申して、その建物の性格からいけば、こを青少年の心身修練の場所としたしまして、総合センターに使うということが最も好ましいことであり、またその地域はそうした空気がただよつておる聖域だと私は考へておるのであります。

そこで十六棟は全部青少年の心身修練の場に使いたいという希望を持ちまして、予算折衝段階以来われわれの理想が大蔵省にもいれられるように努力をしてまいつたような次第でありまして、今後この大方針には少しも狂いを持っておりませんので、われわれは希望を持ちましてその場所は青少年の総合スポーツセンターに使用して、そうしてりっぱな心身修練の場を築きたい、かように考へておる次第であります。

○渡海委員長 ただいま参考人として、佐藤オリンピック東京大会組織委員会事務次長の御出席をいただきました。なお、佐藤次長は時間の関係で十一時三十分委員会退席のやむなきに至っておりますので、御了承の上特に同様に質問を御集中を賜りたいと思ひます。御了承を願ひます。長谷川君。

○長谷川(正)委員 佐藤次長がおいでになる前

に、質問の内容を申し上げたので、これは次長からもお答えいただきたい点であったのであります。が、ただいま次官からは、この代々木選手村の後の生かし方について、森林公園をつくって緑少ない首都、都民のいこの場所にもし、同時にこれとあわせて青少年の心身を鍛える——いまのおことはにはなかつたのであります。おそらく国際的な青少年の互いの友好、交歓の場所としても生かす、そして日本並びに世界の平和にも寄与する、こういうような意味が含まれておられると思うのであります。そういう方針については組織委員会としても同様であつたかどうかについて、次長にお伺いいたします。

○佐藤参考人 ただいまの御質問にお答えいたします。

私どもは組織委員会の事務当局として申し上げるわけでありまして、先日御答弁いたしましたとおり、組織委員会におきまして、代々木の選手村のあとをいかにするかということが議論になつたことがございます。そのときにも、こを青少年総合センターのような施設にしたほうがよいという議論が非常に行なわれまして、そういうふうにするのがよろしいと組織委員会の方々も思ひになつておられると思ひます。

○長谷川(正)委員 そういたしますと、この代々木の選手村の後の処置につきましては、政府としてもオリンピック組織委員会としても完全にその生かし方について意見が一致しており、先ほどの次官のおこたを借りれば、高遠な大方針というものも確立されておつた、こういうふうには私は確信をいたすことができると思ひます。にもかかわらず、これがいよいよ現実の法案となつて出てきたこの段階においていつの間にかしぼんでしまつて、それが一部に縮小され、しかもこの青少年の、政務次官のことばを借りて言えば、聖地ともしたいということとはかけ離れたような、全然木に竹を継いだような施設としてこれが利用されるというような事態が起こつたのは、はたしてどういふわけであるか、その経過を詳細にひと

つ御説明をいただきたいと思ひます。

○江守政府委員 代々木の選手村をどのように処理してまいるかということにつきましては、オリンピック関係関係協議会あるいは閣議の決定等々によつていろいろの措置がなされてきたのでございますが、ともかく現状はどうなつておるかということをお説明させていただきますと思ひます。これは全体二十七万坪ございまして、そのうちの二万七千坪はすでにオリンピックで使いました屋体内体育場になつております。それから二万五千坪につきましてはNHKの総合施設をつくることになつております。残りまして二万坪につきましては約十七万坪は東京都の森林公園にするということになつております。

それからさらに残りましていまだここで問題になつておりますところの昔のアメリカ軍独身将校宿舎、いわゆるBQ地区でございますが、これが約二万七千坪ございまして、これをどう処理するかということがいつどのようになつてきたかといふことでございまして、この二万七千坪の地区につきまして組織委員会の方で、あるいは文部省のほうで、これをいま御審議いただいておりますところの青少年センターとして利用したいとお考えはすいぶん前からお持ちのようでございます。でございまして、政府全体といたしまして、これをどう処理するかということを含めましては本年度の予算を編成する過程においてきまつたのでございまして、その結論が十棟につきましては青少年センターに使用する、そのために法律をこの国会に御提出をいたしました。残つたところにつきましては、先日申し上げました税務緊急対策用として六棟をもう一つの目的に使用するということがきまつたのでございまして、私もそのういつたことに基づいてこの仕事の処理をいたしてまいつたのでございまして。

○長谷川(正)委員 大きな方針が具体的な段階で明らかに変更になつていふと思ひますのであります。○江守政府委員 BQ全体を青少年センターに

出資をいたしますという政府の方針は、一度もきまつたことはございせん。そういう御希望は、組織委員会、文部省からございまして、それから、さらに各方面からいろいろの御希望がございまして、それらの問題を調整をいたしまして、先ほど申し上げましたように十棟は出資をする、六棟は緊急税務対策用に使用するということが政府の施策としてきまつて、私もその御方針に従つて今日まで仕事を進めてきたということでございます。

○長谷川(正)委員 いまのお答えを聞いております。お役人の悪い面が出ておられると思ひます。これは私は、行政的あるいは法律的にどういふことというやうな問題を越えて、もっと政治的にこれをどう生かすかといふことで大方針がきまり、そのことは新聞その他でも発表され、国民もこれを理解し期待をしておられると思ひます。そういうことになつていたといふ事実をお認めになりませんか。

○江守政府委員 そういう御希望が組織委員会、文部省からあつたことはもちろんでございまして、それから国民の方々の中にそういうお気持ちがあることも、私はそうであらうと思ひます。でございまして、だからそれを無視して私どもがかつてにしたとは申せないのでございまして、それはやはり予算を編成いたします過程におきまして、先ほど申し上げましたように、十棟については出資をして法律を出す、六棟についてはさしあたり税務対策として使うのだということ、は、私も単なるひとつの役人の立場できめたというものでなく、政府全体のお立場できめた願つたのでございまして、それに従ひまして私どもは仕事を進めてまいつたのでございまして。

○長谷川(正)委員 そういう御答弁になります。と、ここから先の質問はあなたにしても意味がないという感じがしてくる。これはやはり大蔵大臣なり国税庁長官なり文部大臣なり、それぞれの最高責任者の政治的な責任を追及しなければならぬ。こういう問題になつてくると思ひますのであります。しかし、いまここにおりませんから、これは

そういうものだといふことで保留をして、なおちよつとお聞きいたしますが、国税庁として税務職員の宿舎が必要だ、そのことも不当であると思ひます。そういうことがあればそういう施設を建てることもいいでしょう。ところがその要求が、このオリンピック記念青少年総合センターという大きな意味での方針が立つていふところに割り込んできたことは明らかです。その姿勢をいま問題にしている。これは大蔵省が管理している。国有財産は大蔵省のものじゃないわけですか。管理の仕事をしていふにすぎません。それを文部省が所管するオリンピック記念青少年総合センターをつくるというので、何かそこに権力的な上下関係でもできたかのごとき状態が起つて、文部省はいま次官が申されたとおりの大方針を持っていながら、もみ手をして、これを下げ渡してもらうためにそういう利便を提供せざるを得なかつた、こうにしかたのないじゃありませんか。こういうことを国民が納得しますか。

○江守政府委員 問題は、大蔵省の税務職員が六棟のものをさしあたり使うといふことの意味と申しますか、政治上の意味がどういふところにあるかといふところの御理解の問題であらうと思ひます。青少年センターとして、あれを、スポーツの研修施設あるいは修学の施設といふようなものに十六棟全体を直ちにお使いになつたということ、それからさしあたりは十棟で御満足になつて、それらの仕事の充実をおはかりになる、その間税務のほうで非常に困つておられる問題を解決するためにあの建物を使うといふことが、国政上どのやうに意味があるかといふところの御判断であらうと思ひます。その御判断については、いろいろお立場によつて違ひがあると思ひます。私もその御判断を自分でしたのでないものであります。その御判断は政治的に、行政的にしていただまして、それに基づいて私も仕事をしていますのであります。

○川崎(寛)委員 関連。少し手続を聞いてみたいと思ひます。ただいまの局長の答弁では、国が全

一般的な施策の面から判断をしてきめたのだ、こういうことではありますが、このいまかかわっております財産の処理の問題について、少し詰めてお尋ねしたいと思ひます。

先般の文教委員会の質疑におきましても説明がありましたように、このいま問題になっております財産は、オリンピックの組織委員会の設置に関する特別措置法、この措置法に基づいて大会組織委員会が設置をされ、そしてその法律の第三条で、国有財産法第二条に基づく国有財産の無償提供、こういうふうになってまいりましたと思ひます。そこで問題は、その特別措置法の政令第二条によつて国有財産の管理をまかされたわけであり、政令並びに組織委員会の寄付行為、この第八条に基づいて、資産の管理は組織委員会の会長が三月三十一日まで権限を持っていますのである。そういう持っています権限を越えて資産を処分するといふことになれば、当然に会長の同意、つまり組織委員会の議を経なければならぬ、こういうことになっておるわけであり、先般の文教委員会の柳田委員の質問に対して、事務局のほうは、組織委員会の議を経ない、事務局が勝手に判断をしてやつた、こういうことになっておるわけですが、この寄付行為第八条の資産の管理という規約に違反をすると思ひますが、いかがでありますか。

○佐藤参考人 ただいまの点でございすが、先日私も御説明いたしましたとおり、国有財産法の規定によりまして、また特別措置法によりまして、われわれ組織委員会がこの選手村の土地を管理しておたわけですが、公共の必要があるときには何となく返還することあるべしという規定がございまして、その規定によりまして、二月に返還を命ぜられたので、その命ぜられたことに従ひまして、われわれ事務局がこれを組織委員会の議決を経ないで返還いたしました。その点につきましては、われわれ事務局の解釈といたしましては、選手村を使用するのはオリンピックに使うわけがございまして、使用が終わりまして返還いたしますのは、組織委員会の方針に沿ひないことはなかりと思ひまして、これを返したのであります。その点におきまして、われわれ事務局の処理に遺憾のあつたことは、われわれとして申しわけないと思ひております。

○川崎(寛)委員 国の命令でやつた、こういうことでありますが、それでありますれば、大蔵政務次官、お尋ねしますが、国有財産法の第九條に基づき審議会を開いてきめまされたか。

○鑑治政府委員 私はこの点について飛び飛びの報告は受けておりますし、また、ことに古井さんから初めて陳情を受けて、国有財産局長にそういうものができるといふことを問うたことはございすが、いまおっしゃつたようなことに対しては、全く私、関知しておりませんので、はなはだ失礼ですが……

○川崎(寛)委員 国有財産局長。

○江守政府委員 国有の土地建物、オリンピック関係のものにつきましては組織委員会に無償でお貸しをしております。これは特別の法律をつくつて、無償でお貸しをしておりますわけであり、オリンピックが済みまされたならば、それは国にお返しを願ふべきものであります。いろいろ残務整理の御都合等もありますので、ことしの三月三十一日まではそのものを無償でお貸しをするということになっております。でございすが、残務整理に御支障を来たさないやうなものにつきましても、政府がほかの面にぜひ使いたいというやうなものもございしましたならば、その期限が来ます前にお返しをいただいてもいいというところになっております。本件につきましても、このBOQ地区以外に、もういった目的に基づいて二カ所ほどお返しをいただいております。これは国有財産審議会にかけなくてもいいのかというところでございすが、こういった無償でお貸しをいたしております

ますものにつきまして、再び政府のものに返していただくということにつきましては、関東の国有財産審議会にかけなくてもいいものというふうに思ひております。

○川崎(寛)委員 特別措置法がつくられて、それに基づき政令で財産の管理というのが定められておるわけでありますれば、きめられておる間の処理については、当然やはり委員会の議を経なければならぬと思ひます。でありますから、三月三十一日以後の問題であればともかくも、三月三十一日までの間に、つまり二月に東京国税局に貸して、しかも人間が入つてしまつておる、そういう財産の管理上の大きな変更が行なわれておるわけでありますれば、それであるならば、そういう財産の管理をまかしておる、しかも法律に基づいて措置をされておる、こういう問題を、事務局がやつては処分をしよう、という点については、これは私は法律に基づいてやつてきた行為としてはきめて遺憾だと思ひます。そういうことを大蔵省のほうで、これは審議会にかけなければならないし、またいつでも取り返したいのだ、こういうことを言つておられますが、しかしそれにしても、一部を処分するについても議を経なければならぬ、こういうふうには、このオリンピック東京大会組織委員会の寄付行為では明確にきめておるわけでありますれば、目的が正しければ何でもいいのだ、こういうことでやるならば、何のために法律をつくつたか、必要ないじゃないですか、いかがでしよう。

○江守政府委員 無償でお貸しをいたしましたものを返すというところでございすが、残務整理に御必要なものを、政府が返せと申すのではないのでございすが、現在向こうは残務整理の御関係がない、どちらかといえばその整備についてお返しを願つたのでございすが、でありますから、その点につきましても組織委員会の内部でどういう手続が必要であるかということについては、私も何も申し上げる立場にはございせんが、

そういう事実そのものが、これは御納得をいただけることではないかと思ひます。

○長谷川(正)委員 いまの川崎委員の質問に対するお答え、これは全然納得できません。ひとつ切り離しまして、一步譲つて、返しても事実問題として困らないからいいとしても、三月三十一日まで貸してあるものを、責任ある機関が何にも知らないのに事務的に返してしまふ、こういうことが公然行なわれていいのですか、今後いろいろな場合に組織委員会が何も知らぬうちに、事務局だけでそういうことがどんどん行なわれていいんですか。

○佐藤参考人 先ほど御答弁いたしましたとおり、私も事務局といたしましては、組織委員会に決定された方針であると思ひまして、こういうふうになりました。その点につきましては、われわれとしてもはなはだ申しわけないことと思ひております。

○柳田委員 関連して、江守国有財産局長にお伺いしますが、二月一日に大蔵省の国有財産局長は、今度貸したところを返還をさせたわけですね、そのことはそれで間違いないわけですか。

○江守政府委員 二月一日にお返しいただきました。

○柳田委員 二月一日をもつて法律的には国有財産局長が管理された、今度それを東京国税局が使用する、期限はこの法律によるとどういふことになつておるのですか。

○江守政府委員 便宜、国税局に普通財産としての使用承認をしたのでございすが、その期間は本年の二月十日から来年の二月九日までということにいたしております。

○柳田委員 そうするとちやうど一年間は使用承認をしておるわけですか。

○江守政府委員 そうでございすが、それからなお、ずっと使用します間、すべてそういう形で処理してまいりたいと思ひております。

○柳田委員 そうしますと使用承認の間の財産権はどこに入つておりますか。

○江守政府委員 大蔵省の普通財産でございすが、

○柳田委員 その使用承認しているものは国有財産局が管理するのですか、国税庁が管理するのですか。

○江守政府委員 使用承認をお願いしております。国税庁に管理していただきます。

○柳田委員 その使用承認は国有財産審議会の議を経なくてもいいのですか。

○江守政府委員 使用承認が、これをその相手方に処分をするという、売ってしまう、あるいはやっってしまうというようなことを前提にいたしません。審議会にかけなければならぬと思ひますが、一時的に使わせるのだということでございますので、審議会にはかけておりません。

○柳田委員 一時的といういまのあなたの表現は、政治的には、法律的には非常にあいまいだと思ふのですが、一時的ということとはどういうふうな限度ですか。

○江守政府委員 当分の間、ほぼ五年を目途としてということに大蔵省と文部省の間で了解がついております。

○柳田委員 大蔵省と文部省の間の了解のことを聞いておるんじゃない。国有財産を管理しておられる国有財産局長として、国有財産を最終的に処分する場合には、国有財産審議会にかけなければならぬ。最終的処分じゃない、一時使用をされたという、一時使用ということには、あなたのところでは基準があるはずだ。文部省には何ら関係ないことだ。国有財産を所管しておられる国有財産局長としては、一時的というのはどういうふうな限度をもってこれを理解し、そして行政の執行に当たっておられますか。

○江守政府委員 期間の問題として一時とは何年までを一時ということにつきましては、別にこれという形式的な基準は持っておりません。もちろん一時使用でございますので、一年限りで一年ごとに更新をしておりますので、一年限りでございますが、たとえば申ししますと、防衛庁に一時使用をさせておるような土地がございます。これは防衛庁に所管がえをすることを前提と

して一時使用させておるのでございますが、いろいろ境界その他の関係がございせんために、結果的には相当長期にわたって一時使用を承認するということの結果になっておるところもございします。

○柳田委員 従来の国有財産局の例として、一時的に年度ごとに更新をしていく、そうして使用承認を一時的に認めておるが、結局いままでも一番長いものを例として何年ぐらいい一時承認で貸しておりますか。

○江守政府委員 先ほど申しました防衛庁への使用承認にそういうものがあると思ひますが、一番長いものでどのくらいありますか、私、ここで御返事を直ちにしかねますが、相当長いものがあるということはおしると思ひます。

○柳田委員 私はきょうは別に質問をするつもりではなかつたので、関連でやりますが、国有財産局長はこういうお立場ではないかと思ふのです。あの十六棟の建物に対しては、四十年度予算折衝の過程において、政府当局、特に大蔵省関係と文部省関係との間の話し合いがついた、あるいは政府与党間の了承もついたので、東京国税局から申し入れがあったから、その東京国税局の申し入れどおり一時使用ということ——一時使用ということとは、一度ごとに更新をされて、何年になるかわからないが、一応認めた、行政の答弁としては別にそれで違法ではないと思ひます。あなた方はこういう答弁をしたのだと思ひます。ところが、政府というものは必ずしも法律に合致しておるからそれでいいというものではない。これは国税庁の長官あるいは東京国税局長に御答弁願うのが筋道だと思ひますが、きょうは来ておりませんので、国有財産を管理しておられる江守局長に答弁願うのもどうかと思ふのですが、この問題は新聞にも出ておりましたが、あなたのほうでは、いまごろ問題にされるかというふうには何か意外だった。ところがこの問題は、あなた方大蔵省のお役人のほうでは非常に軽く考えておられたかもしませんが、そう世の中のこととはあなた方の思うようにはいかない。ことに、いまここに鐵

治政務次官もおられますが、あなたは大臣の代理で来ておりますから、大蔵省の全権をもって来ておられる、そういうふうには理解しておるのに、何も知らぬかというのでは初めからここに来るのはどうかと思ひます。この青少年のスポーツセンターの問題は、いま国有財産を管理しておる国有財産局長として、あなたは、自分としては、そうたいした問題ではなかつたはずだ、いまごろ国会で騒がれて心外だというふうにとられるような新聞記事もあるわけだ。ところが、この問題が社会に投げかけた波紋はかなり大きい。これは文部省の政務次官も大蔵省の政務次官もおわかりだと思ふ。あなた方は政務次官としてそこにおすわりになっておるけれども、われわれと同じ一国会議員としての立場からいうならば、私たちの言うことは理解できると思ふ。ところが、この問題の投げかけた波紋はかなり大きい。政治的にもあるいは行政的にもあるいは社会的にも問題がある。特に社会的には非常に問題がある。マスコミ、世論等も、大蔵省、国税局のやつたことはよろしいと言っている新聞はどこにもない。むしろいまからでもおそくないから大蔵省の横やりはよしなさい、あなた方は青少年スポーツセンターのほうに提供しなさい、これが世論ですよ。私もそう思ふ。世論に忠実に耳を傾けるのが政治家だと思ふ。あなたはこの問題が起つてからどういうふうな世論になってきておるかも知らないでここにやってきたとおっしゃるなら論外だ。

○鐵治政府委員 私がきょうここに来たのは、隣でいま委員会をやっておつたが、何でも来いと言われたので、何のことだか……。しかしいまあなたのおっしゃつたことは十分耳を傾けて承っております。これは間違ひありません。

○柳田委員 それじゃ委員長、大蔵政務次官がここに來られて出席したことは、大蔵省も責任をとつたということになる。一べん理事会をお聞きになつて、大蔵政務次官の出席はきょうはないことにして論議を進められぬと、たまたま大蔵政務次官はここに出席しておつた、大蔵省は出てき

ておつたけれども、自分は全然何も知らない、隣の委員会からひっぱり出されたのだという、まるで自民党の採決のときの賛成要員のようなことをやられたものでは、最高機関としての国会の審議はたまったものではない。国権の最高機関としての国会の権威の上からも、そういうまゝでこの委員会の尊厳を侮辱するような言辭をなさるような政務次官の出席は拒否して、明らかに政務次官の出席なしにやつて、政務次官がいない、大蔵省の最高責任者の出席がないという、そういう前提に立つて、そういう時点に立つての善後策をこの連合審査会として講ずる、それが正当だと思ふ。私は関連質問だからこれでやめます。

○渡海委員長 大蔵政務次官に一言申し上げます。大蔵政務次官の出席要求は、大臣に対する出席要求も、政務次官に対する出席要求も、委員部を通じて、議題となる発言内容あるいは法案等を示して出席を求めておられますので、ただいまの大蔵政務次官の答弁はおそらくことが足らなんだのだと思ひますので、ひとつ御訂正を願ひます。

○鐵治政府委員 實際知らぬことを知らぬと言わなければ、知らぬことを知つた顔をしてはいけませんから……。それからいまあなたの方のおっしゃることは、それは責任を持って承っております。それは間違ひございせん。それからいままでこれに対してどういふふうなことを関係しておつたかと言われれば、これは申し上げてもよろしいございしますが、法案そのものについては、私は詳しく存じません。

○渡海委員長 なお、大蔵政務次官の問題につきましては、後刻また相談させていただきますことにいたしますが、佐藤事務次官が十一時三十分退席する予定になっておりますので、佐藤事務次官に対する御質問がございましたら続けていただきましたと思ひます。

○川崎(秀)委員 ただ一問だけあなたにお聞きします。組織委員会は、一月以来、柳田委員も組織委員ですが、大体虚脱状態に入つておると思ふ。いい

ことをした、オリンピックは非常な成功をした、そしてこのごろ勉強しておらぬでしょう。あと始末をやはりきちんとしてもらいたいですね。その中で一番あなたが勉強だという話も聞いているので、気の毒ではあるけれども、一問だけ聞きます。大蔵省はせつせと自分の税務官俸を入れることにうまくすり抜けて、すみみたに成功したと、記念センターの将来一番中核となる十棟——十六棟全部記念センターですけれども、とりあえずは法案としては十棟、今日どういう状況になっているか。それが視察をして、だれが管理をしているか。実は十日ほど前には、私はあそこへひそかに行って。これはどうぼうでも入れるですよ。そこで二、三日前に行ってみたら、国税局は研究所と称して、事実上、代々木寮工事現場と書いてあるのです。それで八十人から九十人ぐらゐの者が入っている。廊下をリノリウムを張って、相当いい設備をしようとして。四千万円ぐらゐかかるだろう。どこからひねり出したか知らぬが、大蔵省のほうはずいぶんあるものですね。一方、文部省のほうは、もうこれは法案できまっておるのかかわらず、これが重大な問題です。あのあとだれもキープする者がいない。したがって多くのものは、私は女子の寮のほうは知らないけれども、まさかこれは女子の選手村に敬意を払って入らなかつたのじゃない。ほかの寮に入ってみると、水道の水をひねるやつ、蛇口ですな、ああいうものをみんな取られて。だれが管理しているか。それからそこどろか何か相当入ったんだらうと思うですな。われわれがあけてみようとする、そこは先生あきませんよと言っている、あくん。連れていった者さえ知らない。そういう状況ですが、一体どのくらいの管理をしているのか。

チームが合宿をする予定で文部省は案を出してあった、ところが、実際はそういう状況で、蛇口はとられるし、電気はみなあつた管理をしておいたのか、私よりあなたのほうが知っているはずなの、全部言つてもらいなさい。それからいまのユース・サッカーの申し入れについて組織委員会はどういう利便を与えておるか。あなた十一時半に帰るというものですから、一問だけ聞いておきます。

○佐藤参考人 選手村の土地の管理につきまして、昨年オリンピックの前に、われわれが選手村の管理をいたしますときには、われわれのほうでやれませんが、警備会社にこの警備を頼みまして、責任は私が持ちましてやつておりました。オリンピック時にになりました。御承知のとおり防衛庁に全部あつた警備を頼みましておつたわけでありまして、オリンピックが済みましてからはわれわれの手で管理するたてまえた。前に頼みました警備会社に、私のほうの人員がだんだん少なくなりましたので、直接管理もできませんので、警備会社に依頼いたしました。われわれのほうの責任においてやつてもらったのであります。いろいろ中の管理の点につきまして、ごあいさつしたことはもちろん組織委員会の責任でございますが、そういう状態で管理しておつたわけでございます。

〔渡海文教委員長退席、大石体育振興に関する特別委員長着席〕

○長谷川(正)委員 先ほど来の各委員からの御質問に対する答弁を聞けば聞くほど、これは全く納得できないことばかりでございます。国税庁が税務職員に宿舎を緊急に必要だといふ、そのこと自体を何ら否定する必要もないし、それに対して異議を差しさすものでも何でもないかもしれませんけれども、どうもこの法案を提案した趣旨説明、それからそれ以上に、先ほど柳田委員も申されましたけれども、国民全体が期待をしており、確認をしておるこの方針、そういう問題をこままも理解を

していない官僚の法の運用で、ただこれでも合法的だといふ一点だけで、こういうふうには神聖な計画を冒瀆してあるというやり方については、断じてこれは承服できません。直ちにこれはひとつ練り直して、われわれの期待にこたえるような形に直してもらいたい。それにはきょうは役者が足りないと思つたのです。各大臣がそろわなければだめです。ですから、私はこままで、きょうはこのままで質問をこれ以上しません。打ち切ります。

○只松委員 ちよつと関連して。
佐藤さんにお尋ねしますが、きょうは代々木の選手村の問題ですが、ほかにもこういう関係でたくさんそういう処理について紛争、混乱が起きておることは御承知だと思つたのです。たとえば狭山のライフルをやつたあとをどうするか、戸田のボート場のあとをどうするか、そういういろいろのことを聞いております。こういうもののできれば管理状況といふますか、処理状況の一覧表のようなものを、これを、いま体育振興特別委員会の委員長が委員長席にお着きになりましたから、休振でやつてもいいのですが、ちよつとあなたが御見えてございまして、その処理状況の一覧表を休振、文教委員の全員にでもつけよう、私は休振でつかうから休振でもよろしゅうございまして、それを参考資料として御提出をお願いしたい、こういうことを要求いたします。

○佐藤参考人 答えたいします。ただいまの御質問の処理状況につきまして資料を出すようにというお話でございますが、われわれがオリンピックをやりました施設のうちで、われわれがつくりましたものと、それから国がつくりましたものと両方ございまして、私のほうの一存だけでも出せませんので、文部当局と御相談いたしまして、提出したいと思つたのです。

○只松委員 文部省はよろしゅうございましてか。

○前田政府委員 私のほうがつくりましたものについては、資料は当面はできますが、こまかい点がございまして、文部省に限りはできると

思います。
○大石委員長 川崎君。
○川崎(秀)委員 本日の連合審査会では、青少年総合センターの問題について、体育振興の見地から、また青少年育成の見地から、種々質問をいたしたいと思つております。ところが、すでに文教委員会の委員諸君の非常な御精励によりまして、こまかに現在の問題は相当に取り上げられておると思つたのです。ところが出席をされた鐵治大蔵政務次官は、事情をあまり知らぬといふ。これは同僚として非常に残念なことではございまして、せつかつた機会ですから、私はこれに至つた経緯というものを質問応答によつて鐵治大蔵政務次官も十分におわかりになるようにしたい。あなたは田中大蔵大臣を助けておられる、田中大蔵大臣の気持ちが変われば、これはきょうにでも解決し得る政治的な問題である。税務署の建物を急いで四千万円をつくる強力な大蔵省ですから、どこにだつて建物をつくるくらいはわけはない。

一番初めに、文部省の政務次官に伺います。
先ほど御答弁がありまして、代々木選手村のあとは森林公園にするの、ほかは——もちろんそれ以前にNHKが、これも、私はNHKの出身なんです、当時議席も失つておつたし、そのことに反対することができなかった。割り込んだ、はなはだこれも困つたことですが、世界に放送を知らせるにはいまの場所が不適当だといふので割り込んだので、多少意味がないことでもない。しかしあとは全部森林公園ということにきまつておつた。代々木の選手村のうちの鉄筋コンクリートの十六棟だけは破壊するのは惜しい。あれもほんとうは破壊をしまえば筋道としてはよかったかもしれない。しかし鉄筋コンクリートの建物を利用して、あそこを森林公園を青少年が利用し、野外で鍛錬をし、研修をし、勉強するといふ意味で青少年センターみたいなものをつくつたらどうかという口火は、実は昨年の二月二十二日の衆議院予算分科会で国会での発言としては私が手始めに御質問を

し上げた。しかるところ、灘尾文部大臣は全面的に賛成である、こういうことであつたのであります。もとよりあのあとは渋谷の区議会などは相当ねらつておつた。できればあの辺に商店街を建て、そして大きく渋谷区全体のために活用しよう、あるいはそれと関連して、デイズ・ニールランドみたいなものをあそこにつくろう、いろいろ知恵は出してくるものです。そういうことで相当割り込みがあつたにもかかわらず、ぴちんと代々木選手村の鉄筋コンクリートは青少年の総合センターにするといふことを政府は十月の半ばに閣議決定をし、天下に公表し、自民党もまたそれ一本でいくといふことであつた。しかるに予算編成の途上において、自民党の中で青少年の問題を取り扱つておられる方々はいへんこの問題についてあの施設を固持せられたけれども、大蔵大臣、文部大臣の間に何があつたか知らぬが、とにかくふたをあけてみると、このような事態であつた。しかも二月の一日からすでに国税局の職員が入り込んでおつた。しかも研修所というたてまえで申し合わせがなつておつたのを、代々木寮といふことで、おとといの新聞にもあつたとおり、おしめまで干しておる、こういうことで世間の憤慨を買つておるのが今日の実情だと思ひます。

文部政務次官に伺いますけれども、もし世論と党内の意見が、また国会での審議が、すみやかにこれを撤回をして、そして文部省所管のもとに総合センターとして活用することに踏み切るということならば、文部省は差しつかえないのですか。

○押谷政府委員 川崎委員のおことばのごとく、この代々木選手村が森林公園になる予定であり、そこが青少年の心身鍛錬の場所として好個の場所であり、またこの問題の建物もオリンピックの選手村といふ歴史があり、由来がしみ込んでおる建物でありますから、ここを総合センターとして利用するといふことも好個の場所でありまして、この付近は、先刻も申しましたように、こういう特殊な雰囲気、空気がただよっているところでありまして、この利用にはそういう空気にふさわしい

利用をすることが文部省としては絶対に望ましいところでありまして、したがつて、十六棟を全部文部省がいただきたいといふことは、予算折衝において強く要望をいたしたところであります。いま御承知のように、国税庁の代々木寮に一部使われておりますが、これは何としてもその目的、性格からいまして、場所柄にはふさわしくない使用の方法であり、目的でありますから、そこで、この点については大蔵省においても十分了承していらつしやると私は信じております。だから一定の期間を経過したならば、この六棟も総合センターに出資をするといふ話し合ひはできているのであります。その一定の期間といふのがどの程度であるかといふことについて、皆さんの御賛成をいただくかどうかは、これはわからないところでありますが、いまにももしお返しをいただくならば、いま川崎委員が言われたように、これがもし返ってくるならば、文部省はどうするかといへば、喜んでお受けをいたしまして、総合センターとして完全な運営をいたしたい。青少年のための心身鍛錬の聖域といたしまして利用することを喜んでお受けをする覚悟であります。

○川崎委員 皆さんの声もありまして、いま聞いて大体わかりましたね、鍛冶さん。だから、どうですか、ここは政治家の腹の見せどころでもあります。そういうことになってきたときには、それに対応する意思はありますか。

○鍛冶政府委員 どうも私はこへ来て何も知らぬと言つたのでは申しわけないようですが、実は、この話はたしか古井さんから私が聞いた話です。そのときに国有財産局長にこういう話があるが、これはできるのかと言つたら、いろいろ話がありましてから検討中です。どうだね、ほかに希望者があるのか、いや、たいへんなんです、いろいろな方面から申し込みが多くて、それじゃ、よく検討してあげてもらいたい、こう言つておりまして、その後予算がきまつてからであつたらうと思うが、文部省との間に話がきまつて、いよいよやういふことになりました、これだけの報告を

受けて、それはよかつたなといふので、私のほうから出した法案でも何でもないので、どういう法律案が出ておるか内容も何も知りません、私のほうの所管でもないのですから。だからきょうこへ来て私も私としてはどうも答弁に困るので、それだけのことは知つております。いま文部政務次官が言われたこと、あなたの方のきょうの御希望は十分承りましたから、この点はひとつ本省でよく相談しまして、できるだけひとつ御意に沿うように働いてみたい、かように考へております。

○川崎委員 大蔵省もそれに対応する——きめるのは国会がきめることになると思ふのです、どうしたつて。それは党の關係もありまして……、そこで、私は、その当時の事情をもう少し掘り下げて、まあ現場まではつかめないかわからないが、大衆国民の前に浮き彫りにさしてみたい。そして自民党としても正しい道を歩まなければいかぬ、こう思ふのです。

古屋副長官に伺います、オリンピック記念青少年センターといふのは、総理府からも設置要求が出てきておつて、予算の内容が幾らか違つておつたように思ふ。名称も違つておつたように思ふ。むしろいま出ておる青少年総合センターという名称のほうは、総理府のほうから出ておつたやつがそうで、文部省のほうは青少年センター、こいうふうには私は記憶しておるのですが、その総理府が折衝しておるときに、この所管が文部省にきまつたことの経緯もいま伺いたいと思つておりますけれども、あなたの方と大蔵省のほうの話では、この六棟だけは譲るからおれのほうにすればおまえのほうにやるといふような話はなかつたのですか、どうなんですか。

○古屋政府委員 私どもただいま川崎先生のお話で、青少年総合センターを設置する、これを総理府でこいうものををつくりたいと思ひましたのは、青少年の行政が十一省ですか、非常にたくさんにまたがつておりまして、総合調整の見地から、たとえば勤労青少年とか、また海外からいろいろの青年が来られますが、そういう宿泊訓練も

総合的に調整して、片寄らないでやるべきである。また私どもは、そういう意味ではその当時——当時でございまして、これは私が申し上げるのにはあれでございまして、たとえば修学旅行の方々、そこに入られると、それを総合的に利用することができなくなるから、むしろ勤労青少年あるいは海外青少年——国内の青少年はもちろんであります、こういう訓練に……。それでたくさんさんの申し込みがあるといふことは私も聞いております。これは川崎先生のお話にありますが、もしこれが総理府に認められれば一部を国税庁にどうかといふ話は全然ございしません。これは責任を持つて申し上げますが、全然その当時は私は知りしておりません。したがって、実は青少年局が許されて御設置になりましたならば、総理府として総合センターを考へたいといふ強い希望でございまして、青少年局がいろいろの事情で設置に至りませんでしたので、中央青少年問題協議会としてはこいうものを持つのはいかがかと考へておりました。したがって、青少年局ができなくなりましたので、私どもはこの問題は文部省で所管していただくのが適當であるといふふうな態度でございまして、その折衝中におきまして、ただいまお話しになりましたやうなやみ取引は絶対しておりませんし、またやういふことは聞いておりません。

○川崎委員 あなたの方のほうにやみ取引がないと思つたから私は聞いたのです。文部省にやみ取引があつたかどうかは私は知らぬけれども……去る二十三日、衆議院体育振興委員会の席上において私が河野国務相にお尋ねをした。すると、河野国務相は、自分は実施官庁の文部省がやるべきことは適當だと思つた、そのことは確かにあつた、知つていた、しかし青少年センターを国税庁の一部が使うといふことについては全くあつた、知らぬので、四、五日たつて、これはしまつたと思つた、あれは、あからさまに言えば、文部、大

ような具体的な行事をやるうとしておりますか。ユースサッカーの問題は、むしろ私はあなた方に応援の意味で聞いたのだけれども、現実には利用できないという。スケジュールを出してみなさい。

○押谷政府委員 ここに御審議願っておりますオリンピック記念青少年総合センターがスポーツだけに利用されるものとはもちろん考えております。先ほどから心身鍛練の場所として修練の場所として、一つの大きな聖域であるとわれわれは考えておるのであります。もちろんわれわれはその青少年の心身鍛練のためには総合的ないろいろな事業をやるうと考へておるのでありますが、その事業計画につきましては局長より説明をいたさせていただきます。

○前田政府委員 私どものほうで、四月に受け取りましてから直ちに工事をやるわけでございまして、電気工事、水道工事等工事をやりまして、そして最終的に完全に始めますのは来年の一月になるのでございまして。と申しますのは浴場その他講堂、そういうものもつくらなくちゃなりませんので、初めから、四月からできないのでございまして。それから五月、ユースサッカーというお話でございまして、ユースサッカーは現在旧学芸大学世田谷分校の青少年キャンプで使いました建物を使うことに決定いたしました。ちょうど大ききまよろしいし、またあそこに、オリンピックの際つくりましたちょうど適切なローンのサッカー場がございまして、これを使うことにしておりますので、その点については困るようなことはございせん。

それから使う計画でございしますが、私どもも、前、いろいろな青少年団体の計画等も伺いまして、そして大体入る人員等も実は計画いたしております。一体今度の十棟で千五百人程度——千八百八十八人入られるということになっておりますが、まあ千五百人程度が——一年間を通せば常に満員というものは、ああいう建物ではございせん。したがって、私どもとしては、平年度にお

きましては大体千五百名を基準に考へて、おります。来年度四十年度におきましては、一月から実施するわけでございしますが、これはまあ最初の年でもございまして、千五百名は無理ではないか。したがって、当初は約千三百人ぐらいの程度でやっていきたい、こう思っております。したがって、年間これを通算いたしますと、平年度において延べ約五十五万人ぐらゐの人が入る予定を立てております。

私どものほうでは、いま川崎先生のお話によると、スポーツのことしか考へないから何にもそんな全部使えないだろうと思つてゐるんじゃないだろうかという御疑念でございしますが、これはそういうことはございせん、むしろ私は、青少年はもろろんのこと、学生等も大いに使つてよろしいんではないか。ことに大学等におきましては、今日では一つの学部で一千人以上入るような学校もございまして。こういう学校では、生徒間においてなかなかお互いに知り合う機会もなし、ある学校へ入つても、その学校の学風というものが染まるということはその簡単にできない。したがって、そういうときに、最初に集団的な合宿をさせて、その学風をよく理解をするなり、あるいは大学生というもののオリエンテーションと申しますか、そういう点もやりたいし、それから官庁でそれぞれいろいろな指導者の養成等もやつておるわけでございまして。こういうものももろろん使つていただきますが、私、体育局が扱うからそういうものではないかというふうに一がいにお考へにならないでも、たとえば私のほうで考へますならば、社会教育だけで使うかという、やはりいま申し上げましたように、大学でも使つたらいいんじゃないか。したがって、社会教育局の所管だけでなしに、あらゆる意味で、ほかの官庁でももろろん使う、こういう意味で考へておりますので、その点を御理解いただきたいと思ひます。

○川崎(秀)委員 どうも長い答弁で……。たとえばユニバーシアードの招致が成功したら、あれは四千三百人ぐらゐは来るだろう。柳田

委員なんかよく御承知だろう。それを見ると、再来年にはあそこよりほかに選手をまとめて宿泊させる場所は東京にはないですよ。ユニバーシアードをあなたは文部省の方針として大いに支持してもらつてゐるんだから、そうならば二年以内には必ず全部使わなければ消化できないということになりますね。そういうことを肯定しますか。

○前田政府委員 ユニバーシアードは一九六七年に行なわれるわけでございしますが、そういう場合にはこれはもうあらかじめわかっていることとございまして、あの建物、私どものほうの管理のものは、もろろん全部使わざるを得ないと思ひます。○川崎(秀)委員 そういうことと類似の関係で聞いておきます。むろん平素、青年の修練に使うことは当然であり、学生もですが、国際的な行事は特に重視をしなければならぬ。来年度世界青年会議といふのがありますね。あれは何月でしたか。これも大体見込みはあるんでしょう。

○古屋政府委員 お許しを得まして中青協の局長から、もし私が間違えるといけませんので……。

○赤石政府委員 まだ引き受けるかどうかきまつておりませんが、もしやるとすれば、約二千名外国人が来ることになっております。

○川崎(秀)委員 こういうことになってきておるわけですから、もうこれ以上、まだいろいろ各委員も御質問になりますし、冒頭に申し上げたように、でき得れば撤回してもらいたい。そうでなくともそれに代る徹底的な措置をしないと、この問題は解決しないと私は思ふ。

最後に将来のくどいめとしておかなければならぬから、文部政務次官に聞きますけれども、近代美術館もあそこに行くような計画があるのですか。

○押谷政府委員 近代美術館の移転につきましては、現在の場所が非常に不適当な場所であり、また保管その他の関係におきましても悩みが多いし、また参観者の交通関係もよろしくありませんので、場所をかれこれ考へまして、あそこに希望をいたしてゐるというの事は事実であります。これはまだ確定の段階には達しておりません。これはも

ちろんあの建物ではございせん。森林公園のあの付近でやろうという計画で希望しております。

○川崎(秀)委員 これは質問ではございせんが、かように世論が非常に喚起をして、一種の政治問題になり社会問題になっている。特に社会全般に与える影響というものを考へられて、文部、大蔵両当局もよく相談されて措置されることが、わが党の立場をもう救うゆえんになるだろうと私は思つております。どうかそういう意味で、あの森林公園がだんだん食い荒らされて、NHKをはじめとして、これは既往のものはかりにしかたがないにしても、今度は選手村事件、さらに近代美術館などというような問題になって、都民が、あるいは日本の青少年たちが若人の森として、いこいの場所にして、鍛練の場所にして、いこいのものが裏切られるということになれば、非常に重大な問題でありますので、どうか御善処のほどをお願いいたしておきます。

○鍛冶政府委員 承知いたしました。

○渡海委員長 古井君。

○古井委員 私はこういう具体的な問題について質問をいたしますことはあまり好まないのございましてけれども、事柄が小さいようで非常に大きいと思ひますので、質問をしておきたいと思ひます。あのオリンピック選手村をどう処理するかという具体問題としてもきわめて重要でありますし、より以上に私はこれを見て、行政のあり方ないしは大蔵官僚の根性、精神、吏道というものについて考へさせられるとき、非常に重大だと私は思ひます。そこでそういう気持ちで少し質問をしたいと思ひます。

まずあのオリンピックにゆかりの深い場所の処理の問題としてありますけれども、オリンピックはあれだけ国民に大きな感激を引き起こしたのみならず、あれを実行しますために一体どれほどの国帑を費やし、どれほどまた国民が大きな精力を費やしたか、これを一時の祭典に終わらせるといふことはまことに遺憾だと私は思ふ。このオリンピックの精神をいつまでも国民の心の中に、体

に残していかなければいかぬ、発展させなければいかぬ、私はそう思う。つまりオリンピックの火を燃え続けさせなければならぬ、そう思うのであります。その意味から申しますと、オリンピックの関係の深かったあの場所をどう処理するかということはきわめて重要だと思ふ。あのオリンピックというものをぶちこわしにしないようには少なくともしなければいかぬ。むしろあの精神、趣旨を生かしていくように活用していかなければならぬ、私はそう思う。この意味において、いま問題になっておるように、国税局の公務員の研修と称して宿舎に使うなどということは、許されぬと私は思ひます。

次にまた、それを抜きにしましても、あの代々木の場所は、単なる土地としましてもこの狭い東京ではきわめて貴重である。もしあれを利用するならば、幾らでも社会のために必要なことに利用できる場所である。個人の住宅に使うにしてもどれほど高い土地かわかったものではない。あの場所の利用の問題としても、まことに私はいま問題になっておるようなことがあつてはいかぬと思うのである。よくもこういうことを考えたものだ、その頭を、精神を凝つておるのであります。すみやかに私はこれは考え直すべきだと思ふ。これを通じてみてつくづく私はそう思つた。ああいうことにしたのは、手続の上で違法性はないというやうなことをしきりに大蔵省の人は言つておる、あるいは大臣や党のほうと相談しておる、自分たちのことでやつたことではないと言つておる、それで済むのかどうか。法に触れさえしなければどんなことをしてもよいと思つていいのか、これを聞きたいのであります。法に触れさえしなければどんなことをやってもいいという考えでいまま大蔵行政はやつてきたものであるか。これからそういう考え、根性で大蔵省の仕事はやつていくかどうか、つまり法律にひつかからなければ、いままでも何でもやつてきたということなのか。やつていいと思つていいのか、そういうふざけた根性を持つたら私はもうおしまいだと思ふのである。ま

た大臣に相談したであるとか、党の何がしと相談してあるとか、こういうことでありますけれども、話は違ひますけれども、極端な例をとれば、犯罪をやる場合に、ほかの者と相談したからといって犯罪者がかんべんされるものではない、同罪のものができるだけのことである。いけないこと、道理を越えたことは同じことである。そういうことで弁明になるものではない。自分の責任を免れることは私はできないと思うのである。こういうことをほうっておいて差しつかえない、そういう気持ちで行政をやっているのかどうか。おそらくは事務当局の人というよりも、もっと大臣連中の話し合いとかというようなことできまつたの

たからしばらく、少しでも長くかんべんしてもらおう、そのうちに話が変わるなどと思っておったのでは、世の中はもったときびしい。私はむしろさつさとこれを改めて、きれいさっぱりに青少年総合センターに一元化してしまうことをして、そして罪滅ばしをするのみならず、自分たちのためにも立場を明らかにして、そうしてよけいな悪口を言われなくようにしたほうが私は賢明だと思う。これは政務次官はいわば白紙でのをお聞きになったのでしょから、よく大臣とも相談してください。また事務局も官僚としての立場からよく考えてみてください。何かお答えになる点があれば両方から伺ってください。

○鍛冶政府委員　だれにしようとも、いま古井委員が言われたように、法律に触れさせなければ何でもいいのだという考えを持つておる者はないと思います。大蔵省といえどもさような考えは持つておらぬと私は信じます。ただしどういう考えてやったかと言われると、私がこれをやったのじやありませんから、私はこれに対してお答えするわけにはいきませんが、皆さんのきょうの御意見は十分承りまして、十分これを伝えて研究することだけは申し上げます。

そのほか事務のほうのもので、どういうことでやったか、これは事務から答弁させていただきます。

○喜田村説明員　現在税務行政で一番問題は、何であるかと申しますと、納税者の数が非常にふえてきた。事務量が非常にふえてきた。そうした場合には、そのふえ方が都市と地方でうんと違っており、このために東京の課税の調査、地方の課税の調査との間になりにアンバランスが出てきている。これをどうやって是正するかということが非常に大きな問題になっております。そうした場合には、現在一番国税庁として考えておりますのは、何とかして東京に人を集める、このことが一番大事なことでございます。人が不足のために、同じ日本国民でありながら、納税者の間にもし課税のアンバランスができる、こういうようなこと

がありますと、単に税務行政だけというような問題じゃなくて、国民全体の非常に大きな関心事になるだろうと思います。そうした場合に、何とかかして東京に税務官吏を集めたい、こういう要請が非常に強く出ております。そうした場合に、現在地方における税務職員を集めるということになりますと、こうした職員を集めるための宿舎というものを確保しなければなりません。ただそうした場合に、家族持ちを集めるということになりますと、膨大な宿舎予算が必要になります。そうした場合には、一番簡単なのは税務大学校の新規採用者を新たに東京に配属する、こうすればすべて独身者でございますから、わりに宿舎としては少なくて済む。このためにたとえばことしの、四十年度に卒業いたします税務大学校の卒業生というものを東京に重点的に配置することにいたします、そうした場合にその宿舎をどうするかということになりますと、何かそこに宿舎というものを確保していただかなければ配属はできない。しなければ依然として課税のアンバランスが残るということになりますので、新規に今年度卒業いたします税務大学校の卒業生を東京に重点的に配置する、その宿舎としてワシントンハイツを一時貸していただく、それと同時に税務大学校の研修生の数も東京地区にうんとふやさなければならぬ。そのふえる研修生を置くという場合に、その研修生の寮として何かやはり宿舎が必要、この新規卒業生を配置するための宿舎、それから税務大学校の研修生を入れる宿舎、そのためにワシントンハイツの宿舎というものを六棟一時借用するということのために借用願いをお願いしたわけでございます。これは必ずしもあるいはワシントンハイツの目的として適当でないかもしれないんですが、いつまでもこのまま借用しているというつもりではございません。一時、こうした事態が解消するということまでの間、宿舎として借用させていただく、こういうことをお願いした次第でございます。

○古井委員 私はいまそういうことを長々と答弁してもらったために、大上段の質問をしたのじゃないかと、

いのですよ。そういうように言ったのを黙っておるに認めたことになつても困るので、何がそれがオリンピックと関係があるのです。何がそれがオリンピックのあと始末として意味があるのか。私はそれが意味があるとは思わぬのだ。もしこれを公務員に使わせるならば、警察官はどうしておるか。いま警視庁の警察官は、片道二時間まではかまわぬということになつておるくらい遠方から通つておるのですよ。それくらい住宅に困つておるのだ。なるほど税金をとるのも大事だろうけれども、いま何が起るかかわからぬのに、治安の責任を負つておる警察官さういふ状況じゃないか。あまり視野が狭い。起ころは、たまたま国のものを管理しておる管理人が大蔵省だつたというところから、つまりお手盛りをやつたということなんです。せめてこれがほかの公務員に使つたのならまだましだ。私が吏道なんということを言つておるの、お手盛りだということをお手盛りで言つておるの、おのの。やりたくてもそういうことはやつてはいかぬ、私はそう思うのであります。いわんや、公務員の寮に使う前に國民に先に使わせるというのがほんとうの考え方じゃないのか。それを役人の寮に使う。一体何という根性なんです。それが恥ずかしいと思ふぬのがふしぎだということを私は言つておる。それが私の言いたかつたことであつて、それをつべこべ何のかんのか言うならお話にならぬ。おかしいと少しも思ふぬならおしまいである。そういう考えでおるならまことに吏道すたれたり、実に嘆かなければならぬと思う。これは答えてもらふ必要はありませんから、これで私の質問は打ち切つておきます。

○柳田委員 ちよつとそれに関連して。

それじゃ国税庁の次長にお尋ねしますが、あなたのはあなたの方であるいは必要なる理由があつたかもしれない。いまあなたが言われたように、税務官吏が足りなくなつた、そのために緊急やむを得ない。しかもこの問題がこれほど大きく国会の場で、あるいは単に国会の場だけでない

に、川崎委員からも言われたように、社会的にもこれだけ大きくなると思つていなかったかもしれない。事を簡単に考えたかもしれない。それに古井委員も言われるように、かりにこの国有財産の管理が総理府ならば、大蔵省同士でも簡単にいかなかつた。あるいはいま古井さんが言われるように、警視庁の職員住宅にほしかつたかもしれない。自治省は自治省で、地方の職員の研修ということはいま非常に大事なんです、自治省は東京に適當な建物がないということで、自治省は自治省でほしかつたかもしれない。それが全部総理府ならそう簡単にいかなかつたでしょう。ただ国有財産局が管理しておるものだから、同じ大蔵省の中でひとつ君頼む、こういう点を古井さんは言われたわけだ。しかしこの問題は予想外に大きな波紋を描いた。この問題は一番最初に川崎委員が二十三日の体育振興委員会に取り上げたところ、河野さんは、大体こういうことになるのは文部省がしつかりしておらぬからだ、ここまで極言された。その次は二十六日の文教委員会が私に質問したのだが、予想外に波紋が広がつておる。川崎委員、私が問うてから世論としてはどういう反応が起つたか。あなたの方の理屈じゃない、世論としてどういう反応が起つたか。政治、行政に当たる者は、いつも國民の聲、世論の聲に謙虚に耳を傾ける雅量を持つていなければならぬ。自分がやつたことは妥当性があるのだ、あるいは法に触れないのだ、行政官庁としては行政の処置に従つてやつたというだけでは済まない。國民はこれをどう受けとめたか、世論としてはどう解釈しておるかというところに謙虚に耳を傾けるだけの雅量を持ちながら行政をやるのが當然だと思ふ。二十三日、二十六日にこの問題が国会の場で取り上げられてから、単に国会のみならず對世間的にも社会的にも、あるいは世論の關係でどういふうな反響があつたか、あなたがそれをどう理解しておるか、国税庁次長から承りたい。

○喜田村説明員 新聞その他先日の論議によりまして、ワシントンハイツの一部を国税庁が使うということに対して、相當な非難が起つておるということは十分承知しております。ただ、先ほど申しましたように……

○柳田委員 もうそれでよろしい、わかりました。

私の関連はこれで……

○渡海委員長 前田榮之助君。

○前田(榮)委員 もう同僚の諸君から、いろいろな角度から御質問がございましたので、私は最後にごく簡単に質問申し上げたいのであります。それより前に、いま柳田委員からも申されましたが、喜田村国税庁次長、あなたがおっしゃることを聞かないうちは何とも思ひなかつた。聞いて私はびっくりした。こんなばかんな無能を暴露した答弁は私は初めてです。私は約二十年近く国会に議席を置いておりますが、あなたの行政官庁の中で、宿舎はどういうふうになければならぬとか、研修は何人でどういうふうにしておく、それは昭和三十八年度はこう、九年度は、四十年は、こういうことの状態というものは、あなたの頭の中にはずっと考えられておらなければならぬ。今日あなたの意思にも反するような結果が出てきておると私は思つておる。それを堂々と國權の最高機關の議場において言うに至つては、言語道斷だと思ふ。もうこれ以上相手にする勇氣を私は持ちません。

そこで、私はこの国有財産の處理についていろいろな角度からお尋ね申し上げたいのであります。鐵治大蔵政務次官は、この問題については從來あまり關係していなかったのというふうなことでお話をございまして、急所をそれた御答弁ばかりされております。そこでそういう点は一そう追い打ちをしようとは私は思ひません。ただあなたも弁護士をし、法律については一見識を持っておられる方でありまして、一つの行政法といひますか、法律の素養というものを私はお尋ね申し上げたいと思ふのであります。

過日柳田委員の質問に江守国有財産局長が答弁をされたときに、オリンピック組織委員会から返

された国有財産は國に帰属することになつてゐる。しからば國へ帰属したものを、法律的にはいかなる法律に基づいて処分したかという質問になりました。それは、国有財産が返つた場合においては、大蔵大臣の許可によりそれを処分した、したがって法律的には何らの違法はないのだ、こういうことではあります。そういうような、法律の条文の上でだけ整つておればよろしいのかどうかというところについても、いま古井委員からも質問されたから、その点をまた追い打ちしようとは思ひません。

ただここで大蔵政務次官としての政務次官にお尋ねを申し上げておきたいのは、國に返つたという財産は、大蔵省の行政的な行政庁へ返つたのではないと私は思ふのです。ことにこのオリンピックのワシントンハイツの地域の財産については、大蔵省の、つまり行政庁として、行政庁の集約された庁として財産が返つたのではない。それであるならば、たとえば国税庁あるいは専売局、大蔵省の管轄下の行政庁で右にしたり左にしたりすることは、大蔵大臣がしてよろしいということにならうと思ふ。ただ大蔵大臣には行政庁長官としての大蔵大臣と、國務大臣としての國全体の財産管理の上に立つ大蔵大臣と、この二面があると思ふ。その二面をうまくこうかつに、惡らつて使つておるのがこの財産の使用の実態であらうと思ふ。この國に返つたものを、大蔵省の行政的な管轄のものと同時にこれを使用したところ今日今日の誤りがあると思ふ。國に帰属する財産については、大蔵省内において処分すべき性質のものと、もつと高度の立場で判断をして処分すべきものと、二面があると思ふのです。この点について將來十分な考えを持つてやらなければならぬが、大蔵政務次官として、いわば副大臣たるべき立場に立つての鐵治さんの御意見を伺ひたいと思ふ。

○鐵治政府委員 御説のとおり國に帰属するといふのは、國家の所有物になるということであると思ひます。しこうしてその管理は大蔵大臣の管理に移るのだ、かように考へておりますので、そ

の管理についてもいま御説のとおり、国民の声を聞き、国家の要望に従って最もよい方法で管理せねばならぬことは当然であろうと考えます。もし私違ったことがあればなんですから……

○前田(案)委員 いまさき私が質疑応答の状態を見ておきますと、江守局長は、答弁をしようとする政務次官のところへかけていつて何かお話をあったようでありますが、ああいうことはやめたほうがいいと思う。答弁を求めておられるのは、何も鍛冶さんがどのくらい考えておられるくらいのこととは知っておいて聞かせるのであって、官僚の知恵を借りなければ答弁ができません。人じゃないのです。知らぬことは知らぬとはっきり言われておるじゃないですか。こんな国会をばかにしたようなことはすべきものじゃないと思う。必要があるならばいままたように次官のほうから局長のほうへ、これは事務的にはどうなったのかということとを聞いて答弁されるのだ。国会をなめておる局長の態度がここにはっきりわかっておる。もし今度の問題を、古井さんが言われたように、大臣がどう言われようが、内閣がどう言われようが、一見識は、大蔵官僚としてはかくあるべし、こういうくらしいの考えがあつてほしいと思うのでありますが、あまりそういうようなことを言うのと、大蔵官僚がだんだんはびこることになりますから、それもあまりやっちゃならないと思うのであります。行政官は行政官としてのことをやってもらつたらよろしいと思う。

その次にお尋ね申し上げたいのは、だんだん話が詰まつたようでありますから、文部省のほうへお尋ね申し上げるのではありませんが、この青少年センターをどういうように利用するかについてはもうすでに御答弁のあつたところでありますが、私はもつともつとこれらの問題を二倍、三倍に拡大していかねばならぬときがきておると思う。すでに先日総理府において体力づくりの国民会議まで開かれて、これを全国民に呼びかけていこうというときでありますから、現在の設備を二倍、三倍にしても決して私はあれが余つてかんこ鳥が

鳴くようなことにはならぬと思う。

そこで政務次官でも局長でもよろしいのでありますが、お尋ねを申し上げたいのは、東京に参ります全国の学童、学生等の修学旅行、これが東京でいろいろの宿舎に困り、またその宿舎で多くの問題を起しておることは御承知のとおりであります。これらの青年を全部はとも収容しきれないと思うのでありますが、やはり各府県で何名か、二百名か三百名かというように計算されてあの一部の端にでも収容してやつたならば、オリンピックあるいはスポーツのためにもまた教育のためにも非常な効果があると思うのであります。これが、これらに対して、現在この問題に関連してどう考えておるか。またこの関連以外に将来どういうようにすべきものだというお考えがあるか、これをお聞かせ願ひたいのであります。

○押谷政府委員 前田委員のおこぼれは全く同感であります。修学旅行等につきましても宿舎にこれを充てたいと存じておりますが、修学旅行者であるがゆゑに優先さすということまで考え得ないような今日の収容量の状況でありますから、そこで収容に余力がある限り、御発言のごとき修学旅行者に対する利用も考慮をいたしたいと考えておる次第であります。

○柳田委員 二十六日の委員会で江守君は、国有財産法に従つて国税庁にこれを処分した——処分ということばはおかしいですが、一時的に使用を認めたと云つたでしよう。そのとき私は法の乱用ではないかといふことを言つたのです。そこで先ほど承りますと、この六棟、五棟ですか、東京国税局に一時的に使用を認めただ、こういうふうな江守国有財産局長が言われたのですが、しかもこういう例は防衛庁にもある。大体一年きりの限りにして一時的といふことは——まあはつきり申し上げられぬが、防衛庁等は五年ぐらゐ、一時的に使用を認めていた場合もある、こういう御説明であつたのですが、私は関連質問でしたから詳しくお尋ねしませんでしたが、もう一回はつきり聞いておきますが、それは国有財産法第

何条に基づいておりますか。江守国有財産局長から……

○江守政府委員 法律にそういった個々の具体的な処分について一々規定はございませんが、法律で普通財産は大蔵大臣が管理処分するという法律がございまして、それに基づきまして内部的に普通財産の取り扱い規則というものを出して仕事を進めております。その中に一時使用はこういう場合にするとしようということを書いて仕事をしておるわけであります。

○柳田委員 あなたは先般国有財産法に基づいて云々、こう言われたでしょう。普通財産法じゃないですか。

○江守政府委員 このばの問題でございますが、国有財産法にそういう規定がございまして、その規定を受けてわれわれとしては内部的にいろいろ処理のしかたをきめて、それでやつておるといふ意味でございます。

○柳田委員 ワシントンハイツのあの鉄筋住宅は、国有財産法の第何条に基づいて国税庁にこれを一時的に使用を認めましたか。

○江守政府委員 国有財産法の六条に「普通財産は、大蔵大臣が、これを管理し、又は処分しなればならない」といふ規定がございまして、ワシントンハイツの十六棟の建物は、大蔵大臣の管理する普通財産でございますので、それに基づいて処分をしたのでございまして、一時使用許可というやうなものは法律そのものの中には出てきておりません。この管理のしかたの一つのあらわれとして普通財産取扱規則できめておるわけでござい

ます。

○柳田委員 だから私は先般の委員会でこれは国有財産法の乱用ではないかといふことを言つた。いま私も調べてきたのですが、国有財産法のどこを読んでもみましても、そういうやうな一時使用を認めるというやうなことは一言半句も出てこない。これは大事なことです。そこでいま事務局に検討を命じたところ、しいてここで関連があるとなれば、いま江守局長の言われたように、第六

条「普通財産は、大蔵大臣が、これを管理し、又は処分しなればならない。」これだけなんです。「管理し、又は処分しなればならない。」これは処分ではないのです。処分というのは、私は最終的にこの権利が移動する場合をいうのだらうと思ふのです。だからこれは管理の一つの方法だ。局長も言われた、管理の一形態として一時使用を認めているのだ。そうなつてくると、大蔵大臣の権限に属して管理のしかたといふものは非常に広範囲なんです。国民の声としては当然いまの古井さんのような議論が出てくる。現に出ておる。各種新聞、世論等を見ても、その声が出ておる。そうなつてくると、これは法に基づかぬけれども、管理といふものを大蔵省の解釈によれば、これは国税庁に貸与する、一時的に使用を認めることができるのだ、こういう大蔵省の解釈といふものは非常にデリケートなんです。鍛冶さん、そこはおわかりですね。これは国有財産局長に言つてもしかたがない。国有財産局長は大臣の命によつて国有財産法六条によつて管理し、処分しなればならない。その管理という解釈をこの国税庁に貸したことに該当してやつておるのだ。そうでしょう。管理といふことは、そういう意味じゃないと思う。管理といふことは、すなわち言うならば、やはり大蔵大臣が管理して、その間、大蔵大臣に責任があるわけなんです。これを一時的にせよ、第三者の権利を移譲するといふことは、普通に日本語でいう管理のしかたじゃないのです。しかもそこに行政権限を持ったところの行政官庁が使用する、これも管理でございまして、われわれの責任でやつておるのであります。われわれの責任でいくと、これは何ばでも拡大解釈がやれる。しかもその管理の方法たるや、いま世論はこう然として、国税庁独善なり、大蔵省独善なり、お手盛りなりという議論が国会からも出ておる。こうなつてくると、その管理のしかたといふものは非常に微妙になつてくる。また法律をつくつた国会としても、この六条の中からこういうやうな膨大な権利までもあげて行政官庁に委任しておるとい

うことになると、これは問題になってくる。管理という二字の中にこのような権限までも大蔵省に与えているとは、われわれ立法府としては解釈していない。大蔵大臣が必要と認めるときには一時使用を認めることができるとか何か書いてあるのならばよい。しかもその一時使用を認める相手が公共団体であるとか国家機関であるとか、そういう場合に限っては一時使用を認めることができる、そういうことがあるのならばよい。そういうものは何もないのに、管理ということばからそう解釈されてはたまらぬと思う。このところの問題がある。鍛冶大蔵政務次官、どうですか。

○鍛冶政府委員 いま局長が申しましたように、第六条によって大蔵大臣が管理する。そこでその管理の細則については、省令が何かでいろいろのものをきめていくわけでございます。そこでその規則に基づいてやっただけから、その意味においては不法でない、こういうのですが、ただしそれは何でもやれるというものではないのじゃないか、まず国民の要望にこたえなければならぬ、そのものの最も適當なる管理、使用をやらなければならぬのじゃないか、こうおっしゃればそれとおりだと申し上げるほかはない。そこでいまやっただけの方法が今日のあなた方の御要望に沿わなかった、またきわめて適應する管理でなかったという御説については、これを謙虚にもう一べん研究し直さなければならぬ、かように考えております。

○柳田委員 細則を述べなさい。

○江守政府委員 普通財産取扱規則というのがございます。その九条の二に「各省各庁に対する使用承認」というのがございまして、「財務局長は、予算その他やむをえない事情により、臨時に、各省各庁の長に普通財産の使用を承認しようとする場合において次にいろいろ書いてございまして、「大蔵大臣の承認を受けなければならぬ」という規定がございまして、これに基づいて各省に対する使用承認の仕事をしておるわけでございます。

○渡海委員長 只松君。

○只松委員 いまの問題につきましては、私は大蔵委員もいたしておりますので、きょうは法令解釈の問題だけでなく、むしろ先ほど是非におとなしい前田委員や古井委員たちが激高されましたように、本質問題について討議をしておるわけでございますからこれ以上ここでは追及いたしません。大蔵委員会でもその問題に関連いたしました議論を進めていきたい、このように思っておりますから、その辺ひとつ御了承をしておいていただきたいと思います。

私は常に、昔内務官僚いま大蔵官僚と云って、大蔵官僚が独善的な運営あるいは法の解釈その他を突力でもってやっておられることを指摘しておりますが、そういうことがいまの管理の解釈一つにも端的にあらわれておると思っております。単なる管理と使用権まで含む管理とおのずから違ってくることでございます。これは鍛冶さん弁護士ですからあれですが、借地、借家の場合、その相違というものは、別個にあるわけですし、使用権というものは生じてくるわけですから、そういう点には多分に問題があると思っております。それはそれといたしまして、大蔵委員会でもお聞きいたしますので、ここで多少問題にしておきたいと思ふのは、国税庁の次長に、まずこの問題は国税庁が御要望になったのか、それとも国税庁が要望されたら、大蔵省のほうからこうやってこがいてあるからひとつこを便つたらどうか、ひとつお話をあつたのか、話のきかけと申しますか、だれがこを便つたとおっしゃったのか、ひとつお教えいただきたいと思ひます。

○喜田村説明員 国税庁のほうから先ほどのような事情で何らかの宿舎がほしいということとを考へて、そうした要望を一般的にいたしておつたのでございますが、その後またまワシントンハイツというのが今度あくというのを聞きまして、国税庁のほうからお願いを申し上げたわけでございます。

○只松委員 あるということ聞いて国税庁がしたのですか、大蔵省の国有財産局のほうから先と言つてきたのですか、そこをはっきりしておいてください。

○喜田村説明員 国税庁のほうからお願ひいたした次第でございます。

○只松委員 徴税その他で国税庁の宿舎が足りないということは、私もよく存じております。東京の徴税機構をもっと拡充すべきだ、東京の徴税をもっと厳格にすべきだ、そういうことも私たちは大蔵委員会を通じて言つております。そういう大蔵省の宿舎状況その他もそれはそれなりにわかつて、しかし先ほどから言われておりますように、オリンピックと云うのは、いわば三十年來といひますか、時の政府は、あるいは国民も全くオリンピックムードに包まれましたように、これは国をあげての行事をしてきた。その精神を体得し云々というようなことは、先ほどから古井さん等がおっしゃいますように、何とかして日本にいわゆる国民の健全なスポーツあるいは平和な精神、それは人のおのの解釈はあるでしょう、しかしこれを日本に残しておきたい、一つの日本の当面の、国民、特に青少年や何かの精神のよりどころにしたい、こういうことは行政の府に当たられる皆さん方も御承知のとおりだと思ふのです。そういうことを御承知ならば、私がいま申しましたように、宿舎が足りない、あるいは徴税の云々というように、宿舎が十分理解され得るとしても、前段のこのオリンピック精神というものを日本に残していききたいということを考へるならば、これはやはり多少皆さん方としては行き過ぎではないか、こういうことをお思いになりませんか。先ほど古井さんの質問にはどうも事務的な答弁をされましたけれども、事務的な答弁ではなくて、そういう観点からやはりこれは多少行き過ぎであつた、こういうふうにお思いにはなりませんか。

○江守政府委員 国税庁のほうは、自分の仕事を十分にやつてまいりたいという意味では、建物を使わせろというようなことを申すのは、国税庁としては当然だと思ひます。国有財産局としては、

たしてそういうものを国税局に使わせることが適當であるかどうかということ判断するのは、また別の問題であります。私どもとしては、この問題は国有財産の管理という観点からいって、これは重要な問題である。あの代々木の一角をそういうものに使うということに対して、世間一般の御感觸の問題もある、オリンピックのいろんな記念の意味もある。ああいうところを使うことがたして適當かどうかについては、十分検討をいたしました結果、はなはだ不當であるけれども、緊急的にやむを得ないということで私どもはあれをしたのであります。この点については、私どもとしてはお手盛りで、内部のものだから何でもいんだというふうな意味でやつたのではないのであります。十分、あそことしては場所柄適當であるかどうかということを考へて、どうもあまり適當な場所ではないということ、十分私どもも思つたのであります。でございますが、一方ほかのことを考へるとやむを得ぬのだということ、私どもとしてはああいうふうにきめたということでございます。

○只松委員 たいへん失礼なことばでございますが、盗人だけだしいと申しますか、はなはだ不當である、こう考へながらなおかつ使わせるといふことは、これは相當を欠きますね。それは万やむを得ないということであるとまあ緊急避難か何かのような感じがするのです。これは緊急避難じゃないでしょう。ほかに住宅公団の建物もありました。これはあとで聞こうと思つておりますが、ほかに方法は山ほどあります。刑法上の緊急避難ならば、これははなはだやむを得ない場合に力を使つた場合はあります。そこに先ほどからいひゆるる野党を問はず言われている問題があります。はなはだ不當だと思ひながら、緊急やむを得ない、緊急避難行為にどの程度値するか。ひとつ大蔵政務次官、こういう問題は最後に聞いておこうかと思つたけれども、こういう宿舎というのはほかに一つも、大蔵省の力をもつてしても建物の一つも見つからない、そういうふうにお思

いすか。

○**綴治政府委員** 当事者の考えを申しましたので、私が考えてやったものではありませんが、その点について私の判断はちょっと困りますので、お許し願いたい。

○**只松委員** そうなれば大臣を呼んでこなければわからないわけですが、参議院の状況その他で大臣というわけにはまいりませんか、次官として答えなければ答えられないで、あとでまたあらためて質問するということになると思います。

○**綴治政府委員** おそらくこれを行いますときに、いまのようなことを聞いておらなかったからやっただけだろと思うので、本日はこれを聞きまして以上は、先ほどから何人も申ししますように、謙虚にこれを受けて、十分研究しなければならぬということとは当然だと思います。

〔発言する者あり〕

○**只松委員** 大臣が来ておらなくても、結局国会の審議です、これは。国会の審議ですから、国会がこれだけ、しかも重要な問題として文教委員会と体育委員会と合同審査までやっているのですよ。その審議を進めているのに、大蔵省の責任を持った答弁をする者がおらなければ、これ以上ここで審議してもむだでしょう。これはこの委員会をなめているということですよ。大蔵省であるか文部省であるか、どこがなめているかということとは別として、責任ある答弁をしなければ、常識的にはきわめて不謹慎であるし、ずばり言えばなめている、こういうことになりますよ。これは審議する必要はないということになる。

○**綴治政府委員** こういう考えでやったのがいかに悪いか、こう言われるから、その考えは私の考えではないから答えられぬというので、私のいま申し上げておりますのは、あなたの方のきょうの御意見を聞かないでやったのでしよう、きょう聞きまして以上は期するところがあるものと心得ますから、大いにこれを順守して研究いたします、こういう意味で申し上げました。その意味において私は責任ある答弁をしておるつもりです。

○**只松委員** 初めからそのようにおっしゃっていただきますとそれなりに——いままで知らなかったのはたいへん無能といつてはどうかと思ひますが、きわめて遺憾です。遺憾ならばすぐそれを改めていただきたい。そういうことを聞いている。大臣の耳に入ったかどうか知りませんが、耳には入ったでしょう。しかし、実際上は局長や課長の、そこいらの官僚の何人かの間でたらい回しの話があつてできなかったというとは、どなたもそういうような御判断をなさると思う。さつきは古井さんは大所高所から、あまり官僚のほうをいじめてはどうかというふうな配慮があつて、大臣がこうやって押しつけたのだらうという、たいへん親心ある発言を繰り返されたわけですよ。しかし、ばくは古井さんの腹の中にもあなたたちがやられたのではないか、それを改めなさい、こう腹の中はありながら、しかしそう問ひ詰めたのでは答弁もできないだらうからと思つて、大臣が押しつけたのではないか、こういう質問をされたけれども、全くそつけない答弁だったから、古井さんはおこつて、このやろつと出ていかれたわけですよ。これ以上質問しないということ。だから、やはりこれだけ与野党をあげて問題にしておる、しかも更道すたれたりと言われるくらいに極論まで吐かれてこの問題が討議されておるならば、多少のメンツがあろうとも、やはり官僚の人は、行政の府に当たっている者はすなおに聞くべきである。この民の議会における国民の声を聞かなければ、あなたたちは何を聞いて一体行政をやろうとするのか。独断専行で、国民は直接声をあなたたちのところに持つていく力はないわけですから、この国民を代表している議会で、与野党をあげてこれだけ言っている、しかも親切にお話をしておることさえも、そつけない、事務的な答弁一つで片づける、こういうことになったらもうこれは思ひ上がりもはなはだしいものだと思う。そこに今日の大蔵行政、国税行政の本質的なものがあるというのをよくひとつお考えをいただきたいと思うのです。こういうあまりお説教みたいなことを

繰り返して言つてもしょうがありませんけれども、さらにこういう点についてひとつ御考慮をいただきたいと思つております。

そこで、いま次官が言われましたように、肝に銘じてわかりましたということならば、肝に銘じてすぐひとつお考えをいただきたいと思ひますが、これだけごうごうたる非難が上がつておれば、先ほどから言いますように、転居先はさし方によつていろいろあると思うのですよ。たとえば、一例をあげれば、住宅公団がたぐさん家を建てております。大蔵省の力をもつてすれば幾らだつてはかた方法があります。したがつて、いわゆる転居先を早急にさがす意思があるかないか、このことをまずお尋ねしておきたいと思ひます。これはどなたでも、次官からでもあるいは次長からでもつけこうです。

○**綴治政府委員** 私は直ちに他をさがしますという責任は持てませんが、いまあなたのおっしゃつたように、事務の者もよく、それこそ耳にたこができるほど聞いたことと存じます。私も責任を持って大臣にこのことを伝えまして、もう一ぺん研究してもらい、なるべくあなたの方の御意思に沿うように、できるだけだけの努力をする考えであります。すことをお答え申し上げます。

○**只松委員** 次長どうです。

○**喜田村説明員** もちろん先ほど申しましたように、現在のワシントンハイツが国税庁の宿舎として、世間でも評判になっておることから見て、適當であるとは考えております。もちろんほかにもどこかいいところができればそこに移り、なるべく早く明け渡したい、こういうことに努力することについては、変わりございません。

○**只松委員** おおよそ何カ月か、あるいは一年なり二年なり——さつきから言うように、絶大な努力をもつてすれば、私はすぐできると思ひますが、そういう常識的な判断からいって、どの程度のめどを持ててさがつ、あるいは立ちのく、こういうふうにお考えでございますか。

○**江守政府委員** いま政務次官からほかのうちを

さがすというように仰せられましたが、さしあたり千二百人の者を収容できる宿舎はほかにありません。したがひまして、これから建てるよりほかにないわけでございます。建てることでございまして、四十一年度以降の予算で建てていく問題でございまして、その予算でどのくらいのお金が建つのかということは、とうてい私がいま申し上げることのできる問題ではございません。したがつて、一年でどうか二年でどうかということでは、私として申し上げる権限を越えておることでございますので、申し上げかねますが、まあ最初からこの問題は当分の間、なるべく早くということでございますので、その線に沿つて大いに努力をいたしたいと思ひます。

○**只松委員** こういうふうな具体的な話になりますと、いま政務次官なんか肝に銘じましたというやうな答弁をされましたも、具体的にそれは何年かとなると、私は権限はありません、こういうふうには逃げる。したがつて、いかに肝に銘じておつても、耳のほうは馬耳東風ということになるので、それならば次長、ひとつこの次まででもよろしゅうございしますが、国税庁の職員の宿舎状況あるいは全国の公務員の宿舎状況、特に東京における宿舎状況、そういう一覧表でもつくつていただいて、どこの庁が一番宿舎が完備しておるか、しておらないか、あるいは緊急を要するか要しないか、そういう問題をもやはり論議していかないと、先ほどから言われておるやうに、国税庁、いわゆる大蔵省当局内のお手盛りだ、こういうことになってくる。そういう中からでも、やはり国税庁が一番緊急の要があるということになれば、それならそれなりの理由が立つと思ひますけれども、そういう理論的な根拠はないわけですよ。ここであなたちがさつき答へ切れれば、各官庁との比較をしてお答えいただきたいと思ひますが、できなかつたならば、公務員の宿舎の一覧表をいただいて、次回にまたそれを参考に論議をしたいと思ひますが、出していただけますか。

○**江守政府委員** できるだけ御理解いただけるよ

うな書面を提出いたします。

○只松委員 できるだけということとは、全部の一覧表をつくるということですか、国税庁だけということですか。

○江守政府委員 ほかの省との関係もわかるようにいたしたいと思ひます。

○只松委員 それから資料のついでに、体育局長、処理状況ということをお願ひいたしましたけれども、先ほど来聞きますと、処理状況だけではないで、やはり近代美術館ですか、オリンピックの施設をめぐってそういうものの要望がたたくさん出てきておられるのです。したがって、ある程度わかりましたら、そういう要望が出てくることに對して、いわばあなたのほうからすれば方針と申しますか、どういふところに払い下げるとか、どういふふうにしたいといふふうな方針があれば、処理状況だけではなくて、今後の方針、特にそういう払い下げについて強い要望等がありましたら、参考のためにそういうものをひとつお出しただきたい。

○前田政府委員 いまお話しのように、オリンピック施設の私のほうの文部省に關する限りの処理状況、処理方針と申しますか、検討中のものは方針はきまらないわけですが、そういうものを區別してお出しいたします。

○渡海委員 山中君。

○山中(吾)委員 大蔵省、それから建設省の方々にどうして聞いておいていただきたいと思ひます。

きょうの読売新聞の社説の中で、「オリンピックを記念しての『青少年総合センター』に充當することに決まっていた東京・代々木の女子選手村跡が一部、税務職員のアパートに転用されていることがわかった。ツンボさじきにおかれては、国民にとっては『寝耳に水』のおどろきだが、すでに二百人が住みこみ今月中には、千二百人が入居するといふ。『こういう書き出しで国民の批判が出ておられるが、いま二百人入居して、三月中に千二百人が入居することになっている、これは大蔵省事実ですか。』

は大蔵省事実ですか。

○喜田村説明員 現在入っておりますのが百七、八十だと思ひます。それから先ほど申しました今年度税務大学校の卒業生が近く入ります。さらに四月になりますと研修所の研修生が入る、こういうことになっております。

○山中(吾)委員 そう考えますと、大体千二百人の者が入り、洗たくものが窓にへんぼんとしてひるがえるといふような状況が青少年総合センターの構内に出ることは不適当——不適当ではなくて、青少年総合センターはやらないほうがよくなるのじゃないか。この青少年総合センターの性格は一番最初の環境によつて決定されるとはよく見えておるのです。もし税務官吏のほうでそういう宿舎にすれば、千二百名という相当の数ですから、これは窓から何から雑然たるものになる。その中で一方で青少年の研修を始めるということとはやらないほうがいい。私も、千二百名ということ想像しますと、青少年総合センターの開設は一年ぐらいたったほうがいいと思ひます。だから、はなはだしく不適当ではなくて、これは間違ひである、やめたほうがいい、こう思つておるのです。大蔵省の財政的立場だけで、どこにもないからという考え方は明らかに誤りである。たつた二十名、三十名ならわかる。そういうことをひとつ頭に置いて、この法案については皆さんも考え直して協力すべきである。これは大蔵大臣によく頭に入れておいてもらいたい。それから文部省は、私は実に定見がないと思ひます。役人が千二百人入ったかどうかはわかりませんが、それは独身ばかりですか、世帯も入るのですか。

○喜田村説明員 本年度新規卒業生及び研修生は独身でございませう。ただ、独身が何百人も入るといふことになりまうと、寮の管理という面から若干の世帯が、一棟につき三世帯くらいずつ入るわけでありませう。それ以外は全部独身でございませう。

○山中(吾)委員 おそらく窓からおしめその他の洗たくものが出てくると思ひます。その認識を皆さんしなければならぬので、それだけに私は

ここで申し上げておきたいと思ひます。この問題はそう単純に、おかしな事務处理的に考えることはいけません。そこで、一方、建設省、森林公園というものは、公共の建物も建てないで、図書館とか公民館とかを建てないで、ほんとうの森林をそのまま残すので森林公園といつてはわけです。ところが、一方次官のほうは、文部省の立場で国立美術館をあそこに移すことを希望しておる。これも実に定見がないといふことですね。大蔵省からそういう要求があったときに腰くだけで、逆に今度は森林公園にみづから国立美術館の設置を希望するといふ定見は、一体どこから出てくるのか。そこに考え方が根本的に誤りがあるの

で、振り出しに戻つてこの法案をお互いに真剣に考えるべき問題がある。この点は、いままでのようなムードだけで、これで時間が長く延びて終わらなう。適当に法案を通してもらえばあといふことは、適当に強引してやらうことを私は要望しておきます。現在、文部省のほうで、使ひ方については、たとえば上野の図書館その他についても、高等学校、大学の受験準備のいわゆる書齋がない、うちではラジオ、テレビが聞こえる。住宅難の問題から図書館というものは大体青少年の読書室になつてゐる。その図書館の書物を借りるために一列行列で行つてゐるのじゃない。そのときにあの大蔵省の持つてゐた六棟を開放してやたらいいじゃないですか。そうして政府の住宅政策の貧困を、そこに読書室を提供して救つてやるといふような、そういう考え方を持ていけば、こういうことで変な妥協とかやみ取り引きといふものはできるはずがない。愛知大臣が来たらもう一度私は詰問したいと思ひますが、合同審査の中で、ものの考え方といふものは、いまのペースのままで時間をかけるだけで終わるといふことではいけないし、そういうムードが見えるので、これだけ私は申し上げておきます。答弁は要りません。

○渡海委員 この際暫時休憩いたします。

午後一時二十三分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかつた〕

昭和四十年四月二日印刷

昭和四十年四月三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局